

令和6年1月15日

お客様各位

広島県福山市野上町三丁目2番3号
備 後 信 用 組 合
代表理事 平 田 雅 士

休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への 休眠預金等の移管に関する公告

当組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」という。）第3条第1項の規定に基づき、預金保険機構への移管対象となる預金等について、次のとおり公告します。

1. 移管対象となる預金等

平成25年10月1日から平成26年9月30日が最終異動日等となる預金等

2. 預金保険機構への納期限

令和7年1月15日

（休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日とは異なります。）

3. 休眠預金等代替金の支払い請求

預金保険機構への納付日において、当該預金等の債権が消滅いたします。ただし、消滅した債権に係る預金者であった方は、当組合を通じて預金保険機構に対し、当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払いを請求することができます。

詳細につきましては、お取り扱いの店舗までご照会ください。

以 上